

國鉄公務員に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿四日

國鉄公務員に関する質問主意書

一、國鉄公務員の官服は次回配給服のある場合に前の服を返却するのであるが、警察官の場合は返却せず公務員の私物となつてゐる、新憲法により平等に待遇すべきを差別してある事に關し政府の所見を問う。

二、國鉄公務員の月給と私鉄会社の待遇の差は國鉄公務員一に対し三倍以上の私鉄会社員は厚遇であるが、運輸大臣を中心とする政府の改善策の所見を問う。

三、國鉄各駅ホームに國鉄労働組合に直営の物品販賣所を認めこの収益を國鉄労組の生活の補助に認めるべきであるが、政府の所見を問う。

右質問に対し、御答弁を要求する。